

ベンチマーク・グラントファザリング による割当量の計算方法

2025年8月7日

経済産業省 GXグループ

目次

1. 本日の審議事項

- BM・GFによる割当量の計算方法
- 基準活動量・排出量の算定方法
- 割当年度の新設廃止・増減産の扱い
- 事業譲渡等の扱い

2. 次回以降の予定

本日まで議論いただきたい事項

- 第2回以降、複数回に分けて、割当方法に関する事項について取り扱う。
- 本日は、割当ての基礎となるベンチマーク及びグランドファザリングに関する事項として、
①基準活動量・基準排出量の算定方法の詳細、②事業所の新設・廃止、活動量の変動が生じた際の調整方法、③事業譲渡等に関する取り扱い等について審議いただきたい。

①制度対象

- 親子会社等の密接関係者が一体として義務を履行する場合の要件

②算定・検証

- 算定対象となるガス
- 算定の手段として認められる方法
- カーボンプレジットの扱い
- 登録確認機関の要件
- 保証水準 等

③割当方法

- ベンチマークの詳細
 - 基準活動量の考え方、業種ごとのベンチマーク算定式、割当水準 等
- グランドファザリングの詳細
 - 基準排出量の考え方、割当水準 等
- 新設・廃止、活動量の増減、事業譲渡等の扱い
- 早期削減、リーケージリスク、研究開発投資状況等の勘案方法 等

ベンチマークWGにおいて議論中

④上下限価格 ・市場設計

- 上下限価格の水準、排出枠のみなし保有措置の発動要件
- 市場参加者の範囲 等

本日の審議事項

目次

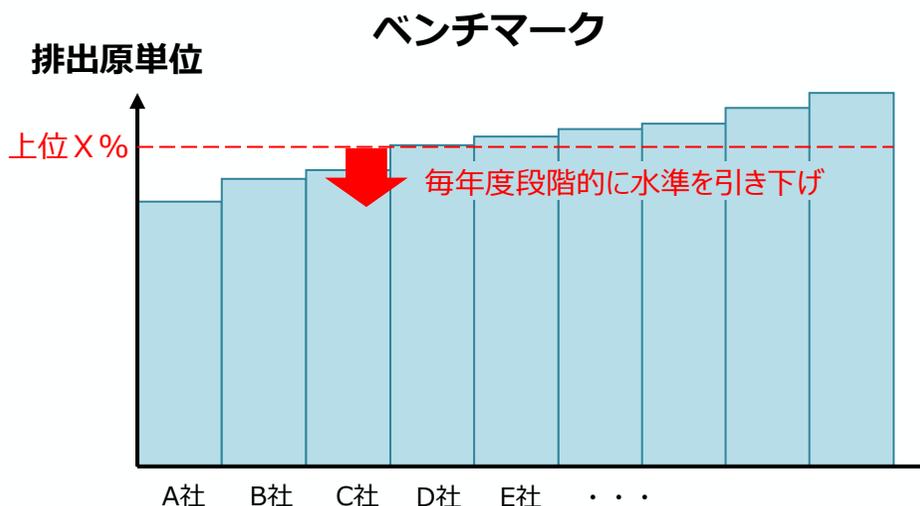
1. 本日の審議事項

- **BM・GFによる割当量の計算方法**
- 基準活動量・排出量の算定方法
- 割当年度の新設廃止・増減産の扱い
- 事業譲渡等の扱い

2. 次回以降の予定

ベンチマークとグランドファザリング

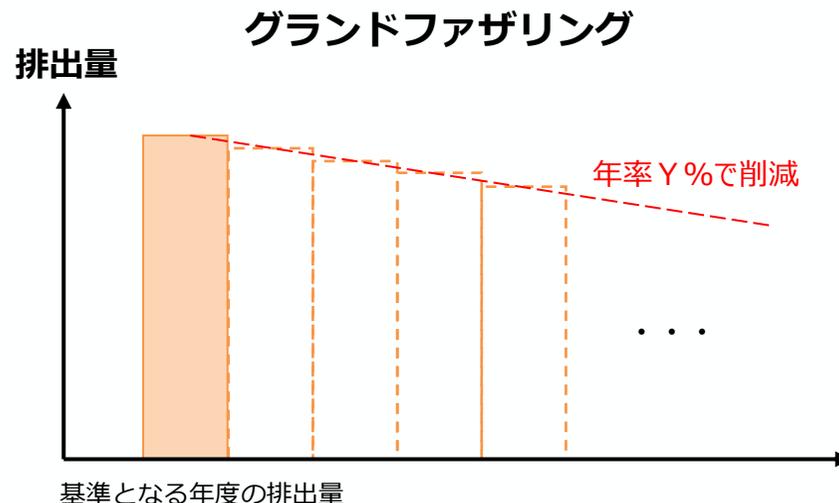
- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を算定。
- ベンチマークの水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。



- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

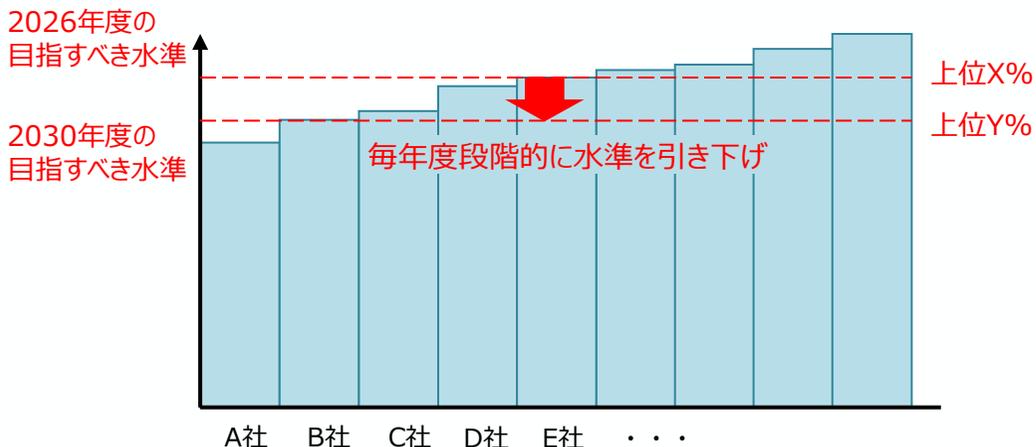
$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

ベンチマークによる割当の考え方

- 本制度では、基準活動を制度対象となる直前の3年度として原則固定したうえで、これに乗じるベンチマークの水準を毎年度段階的に引き下げていくことで、ベンチマーク対象事業者に対しても、グランドファザリング同様に、排出削減に向けた着実な取組を促していく。

目指すべき排出原単位の水準 (BM)

排出原単位



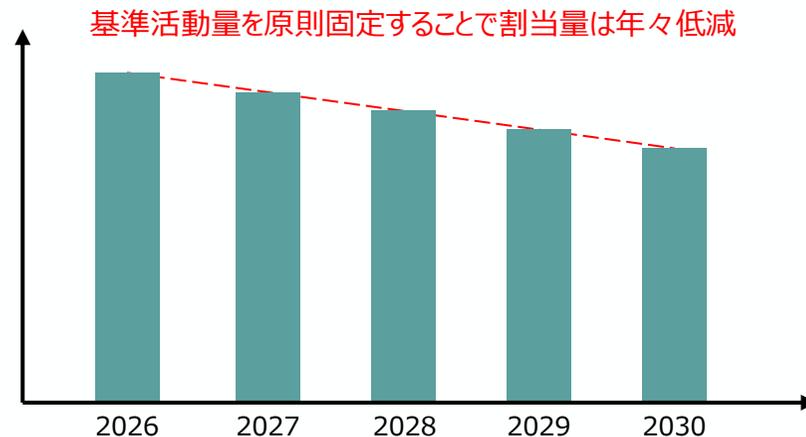
上位X%水準：2.0 t-CO₂/t、上位Y%水準：1.80t-CO₂/tとした場合の例

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
BM t-CO ₂ /t	2.0	1.95	1.90	1.85	1.80

※ 足下の各社の原単位実績に基づき、5年程度先までBM水準を設定。

割当量

割当量



基準活動量×各年度の目指すべき排出原単位 (BM)

原則、制度対象となる直前の3年度平均で固定

【参考】小委員会とWGの議論のスコープ

- ベンチマークの指標（業種毎の原単位の定義）については、WGにおいて議論を行うこととし、本省委員会では、**業種横断的に適用される事項**として、ベンチマークにおける割当の前提となる**基準活動量の計算方法**や**ベンチマーク水準**について議論を行う。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

	小委員会	ベンチマークWG
基準活動量	<ul style="list-style-type: none">活動量の計算方法<ul style="list-style-type: none">算定対象期間事業規模の変動等に対する調整等 <p>→本日審議</p>	<ul style="list-style-type: none">業種毎の活動量の定義<ul style="list-style-type: none">紙パルプ：紙・板紙生産量石油化学：生産量、燃料使用量石油：原油処理量 等
目指すべき排出原単位 (ベンチマーク)	<ul style="list-style-type: none">ベンチマーク水準<ul style="list-style-type: none">各年度の割当水準を業種内の上位何%相当とするか <p>→秋頃に審議</p>	<ul style="list-style-type: none">業種毎のベンチマーク指標<ul style="list-style-type: none">原単位の分子とする排出の範囲や必要な補正等

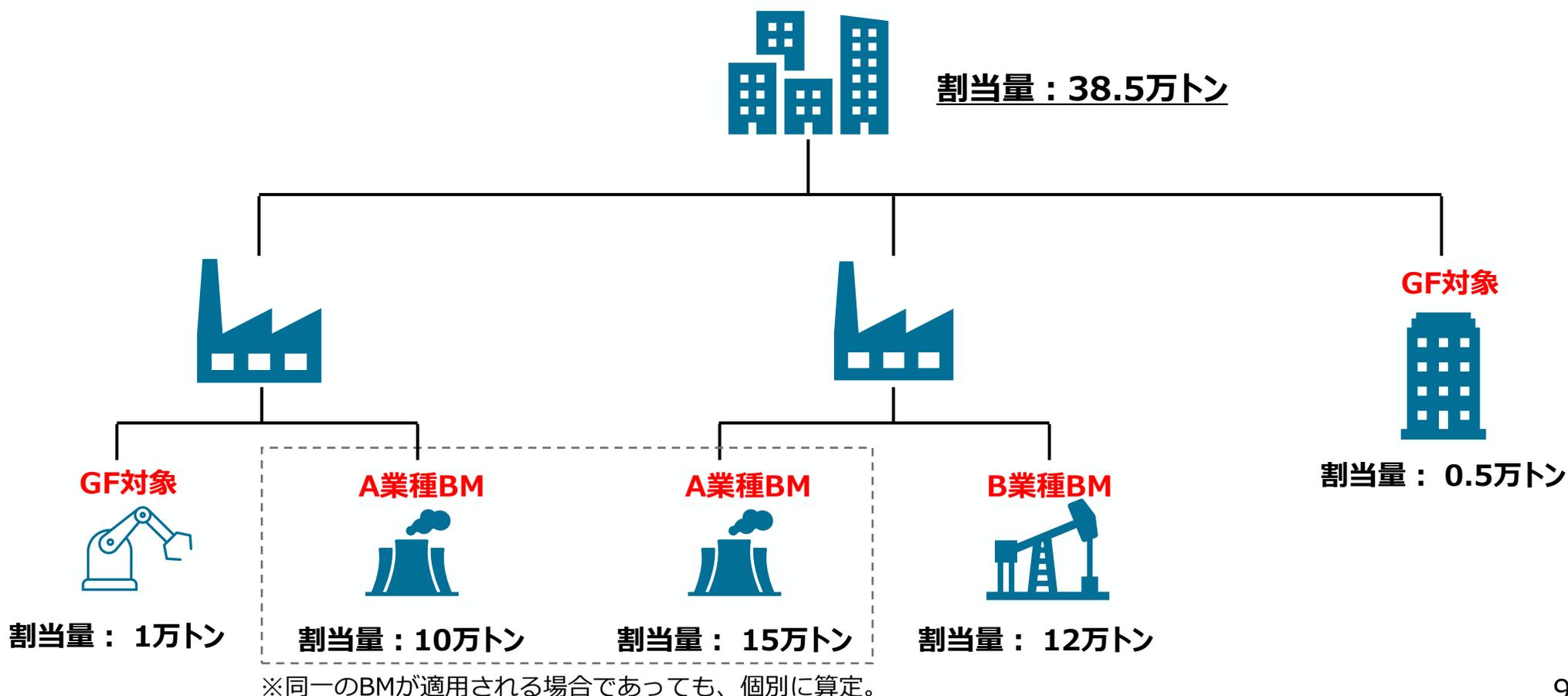
【参考】ベンチマークWGにおける議論状況

- 7月24日（木）に開催した第1回製造業ベンチマーク検討WGにおいて、石油精製、石油化学、紙パルプのベンチマーク案について議論。

業種	活動量	バウンダリー	ベンチマーク指標	補正事項
石油精製	装置毎の通油量※の合計 ※CWB係数（エネルギー消費やCO2排出効率の指標となる係数）を乗じる	石油精製プロセス全体 ※ユーティリティ設備含む	$\frac{\text{直接排出量} + \text{間接排出量}}{\sum (\text{装置毎の通油量} \times \text{装置毎のCWB係数})}$	直接排出割合のばらつきを補正
	割当量 = 基準活動量 × 目指すべき原単位 × 直接排出比率			
石油化学 ナフサクラッカー 有機化学品	基礎化学品等生産量	ナフサクラッカー ※基礎化学品製造に紐づくユーティリティ設備含む	$\frac{\text{直接排出量} + \text{間接排出量}}{\text{基礎化学品等生産量}}$	直接排出割合のばらつきを補正
	割当量 = 基準活動量 × 目指すべき原単位 × 直接排出比率			
	燃料使用量	有機化学工業製品の製造を「主たる事業」とする事業所 ※他のBMに該当するプロセス除く	$\frac{\text{直接排出量}}{\text{燃料使用量}}$	製造プロセス特性の多様性を踏まえ、公平に比較できるように補正を検討中。
割当量 = 基準活動量 × 目指すべき原単位				
紙パルプ	洋紙・板紙毎の生産量	パルプ製造工程 + 抄紙工程 ※ユーティリティ設備含む	$\frac{\text{直接排出量} (+ \text{間接排出量})}{\text{洋紙/板紙の生産量}}$ ※品種の構成の違いを補正	製造品種によるばらつきを補正。直接排出割合の補正は検討中。
	割当量 = 基準活動量 × 目指すべき原単位 × 品種構成の補正係数 × (直接排出比率)			

事業者全体の割当量の算定方法

- 制度対象事業者毎の割当量は、当該事業者が保有する事業所毎の各BM対象プロセス・GF対象の割当量を合算した量に、勘案事項による調整量を加えた量として算出する。



目次

1. 本日の審議事項

- BM・GFによる割当量の計算方法
- **基準活動量・排出量の算定方法**
- 割当年度の新設廃止・増減産の扱い
- 事業譲渡等の扱い

2. 次回以降の予定

基準活動量・基準排出量の算定対象期間

- 排出量や活動量は経済活動の変動等の影響を受けるため、年度によってばらつきが生じ得る。
- こうしたばらつきの影響を緩和するためには、基準活動量・排出量を複数年度の平均とすることが望ましい。
- 諸外国制度においては、3～5か年の平均値等を基準としているが、算定対象期間が長期に渡るほど企業におけるデータ収集のためのコストが増加することや、G X-ETS第1フェーズにおける制度の実施期間（2023-2025）において、多くの企業が排出量の算定・検証を行っていることを踏まえ、制度対象となる直前の3か年度（2026年度から対象となる場合は2023-2025）を基準とする。

EU-ETS

過去5か年（※）平均 / 中央値

※フェーズ毎の基準期間は以下の通り。

第4フェーズ（2021-2025）：
2014年-2018年
第4.5フェーズ（2026-2030）：
2019年-2023年の中央値

K-ETS

過去3か年（※）平均

※各計画期間の開始4年前から3年間。

【参考】GX2040ビジョン（抜粋）

GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）

（2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置

1）排出量取引制度の本格稼働

① 基本的考え方

ウ）排出枠の交付の方法について

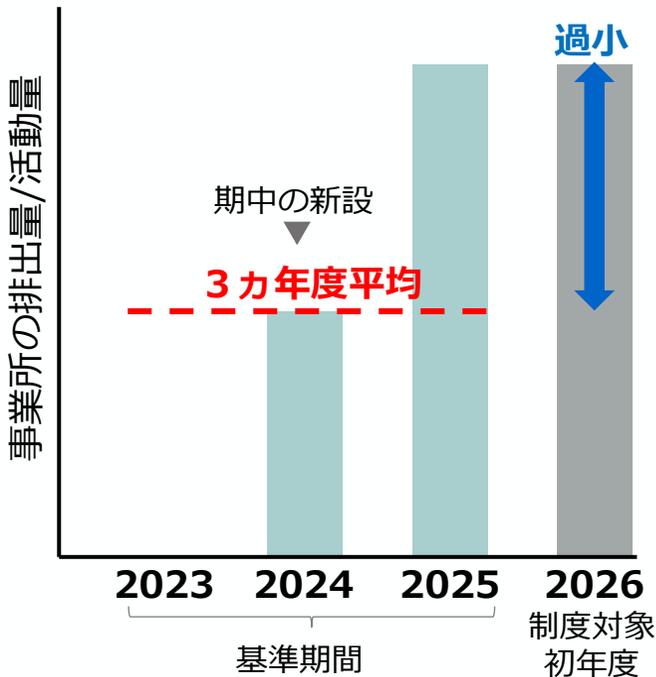
い）業種等を考慮するための基準

無償割当ての実施に当たっては、特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心に、業種別のベンチマークに基づいて割当量を決定することを基本とする。ベンチマークは、特定の排出に係る活動プロセスに着目し、そのプロセスにおける排出原単位を一定の水準内に収めることを求めるものである。ベンチマーク対象となるプロセスに関しては、当該ベンチマークで定められた排出原単位に**基準活動量（制度開始直前（2023年度～2025年度）の3か年の活動量平均）**を乗じて割当量を算定することになる。他方で、技術的な理由等でベンチマークを策定することが困難な分野も存在する。こうした分野については**グランドファザリング（基準排出量（制度開始直前の3か年の排出量の平均）**）に一定の比率（削減率）を乗じて割当量を算定）も活用することとする。

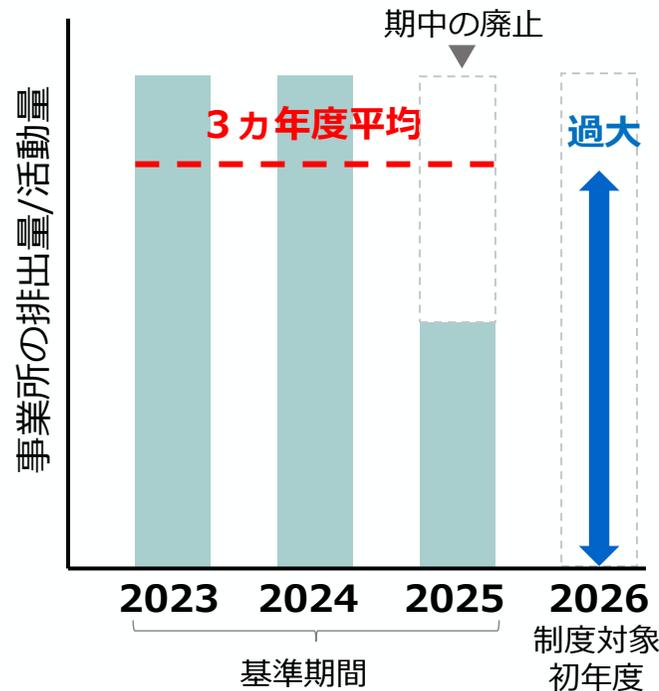
基準排出量・活動量の算定にあたって考慮すべき事項

- ベンチマークにおける基準活動量や、グランドファザリングにおける基準排出量を単純な3カ年度平均とする場合、当該期間に**事業所が新設・廃止**されるようなケースや、**災害や法令に基づく定修**といった**やむを得ない事情によって設備稼働率が低下**するケースにおいて、こうした点が考慮されず、**割当量が過小／過大となる可能性**がある。
- 公平な割当ての観点から、こうした場合の取り扱いについて定める必要がある。

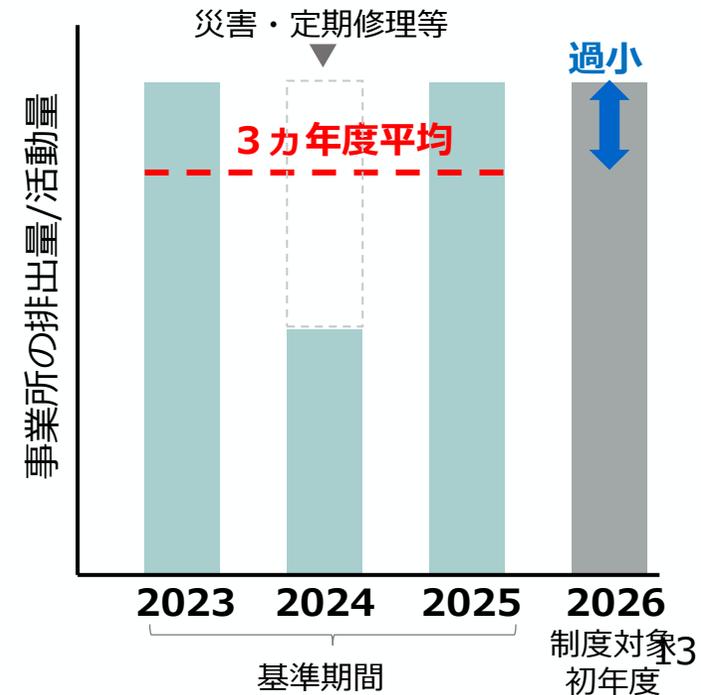
①事業所の新設



②事業所の廃止



③災害・法令対応等による稼働低下



各ケースにおける基準活動量・排出量の算定方法

- 事業所の新設があった場合には、新設以降の期間の平均値として算定することとし、廃止があった場合には、割当の対象から除外することを定めてはどうか。
- また、災害や法令に基づく検査等の対応が発生した場合には、影響期間を除いた平均値として基準活動量・排出量を算定することとしてはどうか。

①基準期間中の事業所の新設

- 新設があった翌年度以降の年度平均として算出する。
- ただし、最終年度に新設があった場合には、当該年度における新設後の活動量・排出量実績を1年分に換算して算出する。

②基準期間中の事業所の廃止

- 基準期間中に廃止された事業所については、基準活動量・排出量の算定対象から除外。

③災害による活動量・排出量の減少

- 特定非常災害、激甚災害、災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所について、各災害の指定期間内に属する事業年度については、当該事業所の排出量・活動量を前年度と同じであるとみなして3カ年度平均を算出することを認める。

④法令に基づく保安検査対応による活動量・排出量の減少

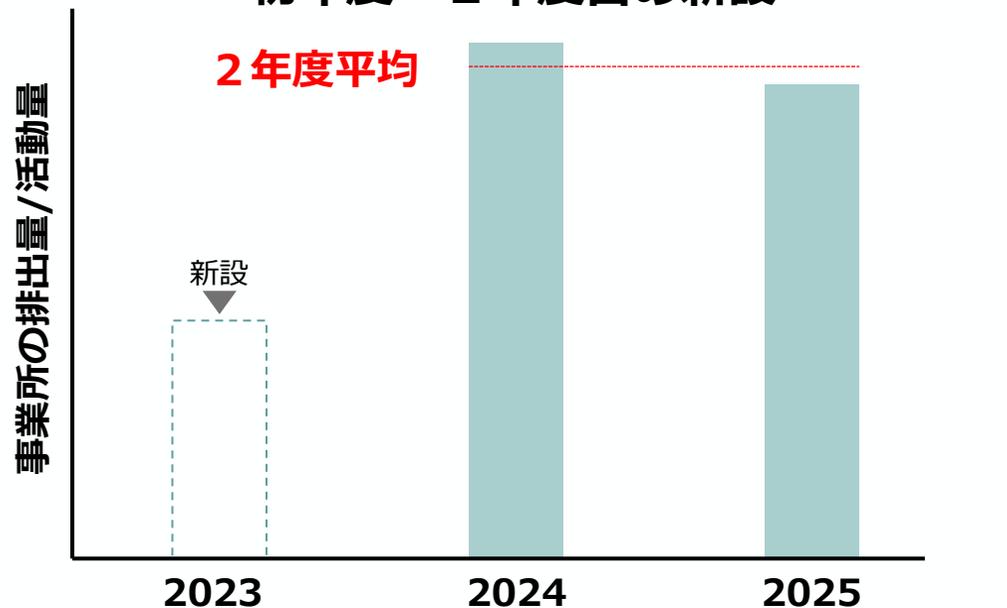
- 高圧ガス保安法に基づく保安検査に伴い、設備の稼働を停止した事業所については、検査が完了した月以前の5か月間を除く期間の稼働実績に基づいて活動量・排出量の平均値を算出することを認める。

※ 他の法令に基づき、保安上の理由により設備の稼働停止を行った場合の扱いについても検討。

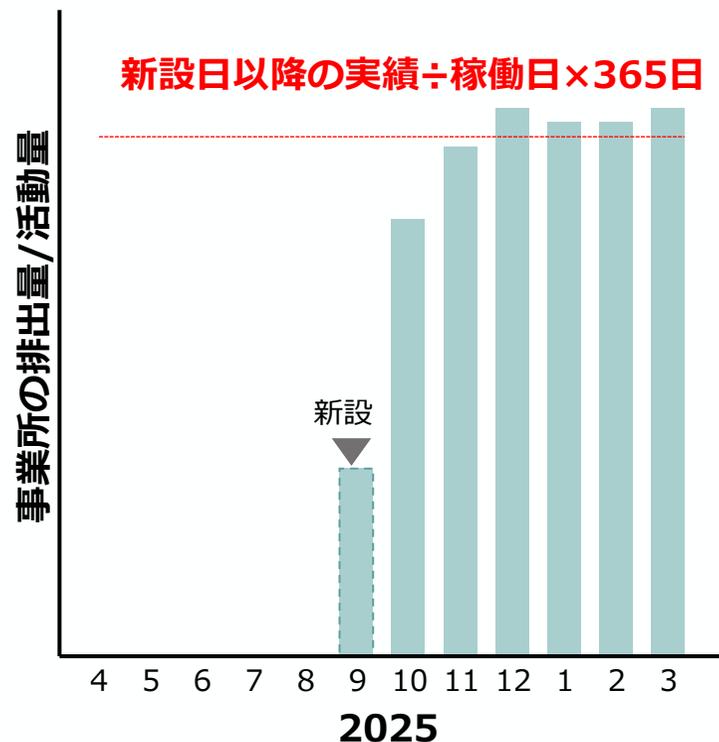
【参考】事業所の新設があった場合の計算

- 基準期間中に新設された事業所については、新設の翌年度以降の平均値を基準とする。
- 基準期間の最終年度（3年度目）に新設された事業所については、新設日以降の日割りの排出量×365として基準活動量・排出量を算出する。

初年度・2年度目の新設



最終年度の新設

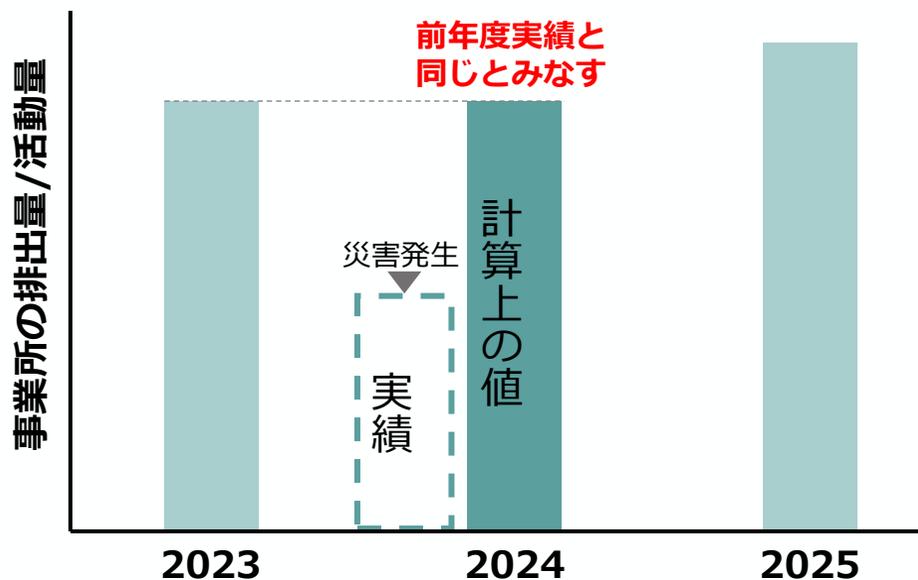


	2023	2024	2025	平均
活動量・排出量(実績)	60	110	100	90
活動量・排出量(計算)	-	110	100	105

【参考】災害が発生した場合の計算

- 災害により事業を一時的に休止していた事業者に対して、排出量実績を基に割り当てる場合、割当量が過小になるため、特定非常災害法や激甚災害法の指定、災害救助法の適用を受けた地域に所在する事業所については、指定期間内に属する年度の活動量・排出量実績を用いず、前年度と同じであると見做して、基準活動量・排出量を算出することを認めることとする。

＜参考＞各法の概要

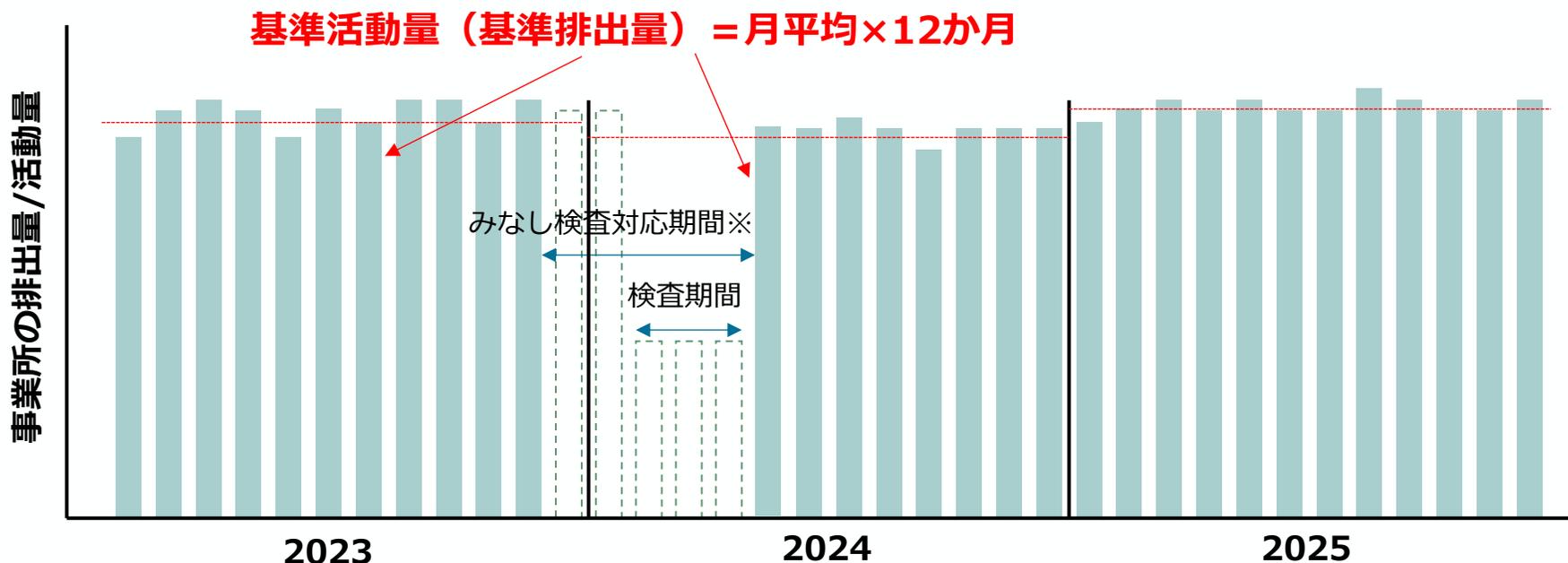


	2023	2024	2025	平均
活動量・排出量(実績)	100	55	115	90
活動量・排出量(計算)	100	100	115	105

	趣旨	指定等を受けた災害
特定非常災害法	「著しく異常かつ激甚な非常災害」であって、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図るために措置を講ずることが特に必要と認められる場合に、当該非常災害を特定非常災害として指定	<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災 令和元年台風第19号 令和2年7月豪雨 能登半島地震 等
激甚災害法	地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、当該災害を激甚災害として指定し、併せて当該災害に対して適用すべき災害復旧事業等にかかる国庫補助の特別措置等を指定	上記災害に加え、以下の災害等を指定 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年8月の大雨 令和4年台風第14号及び第15号の暴風雨
災害救助法の適用	災害に対して、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的に、都道府県知事が、同法を適用し、災害が発生した市町村の区域内において、現に必要とする者に救助を行う	上記災害に加え、以下の災害等に適用 <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月7日からの大雪 令和5年台風第6号の影響による停電

【参考】 保安検査対応があった場合の計算

- 高圧ガス保安法に基づく保安検査については、各年度において、概ね半年以内で完了することを踏まえ、検査が完了し、定常運転に復帰した月以前の5か月間を除いた期間を検査対応期間と見做し、平均値を算出することを認める。
- 具体的には、検査対応があった年度の活動量（排出量）を、当該期間を除く月の平均×12か月として算定したうえで、3年度平均を算出する。



※ 高圧ガス保安法の特例を受けた事業者については、自ら検査を行うことが認められている。保安検査の終了後には都道府県知事等に届出を行うこととされているが、検査開始時点ではこうした届出は行われず、開始日を特定することが困難であることから、検査完了から一律5か月間を平均値の算定から除くこととする。

目次

1. 本日の審議事項

- BM・GFによる割当量の計算方法
- 基準活動量・排出量の算定方法
- **割当年度の新設廃止・増減産の扱い**
- 事業譲渡等の扱い

2. 次回以降の予定

事業所の新設・廃止等の扱い

- 排出量取引制度の導入が、GX実現に向けて必要な新規事業への参入・事業拡大の阻害や、事業活動の縮小に繋がることのないよう、**制度の対象となった年度以降に事業所の新設・廃止・活動量の変動等が生じた際には、割当量の調整**を行うこととしている。
- 制度の開始に向けて、それぞれの場合における**調整方法の詳細について検討**を行う。

GX実現に向けたカーボンプライシング専門WGにおいて示された考え方

事業所の新設

- 事業所等の新設等があった場合には、排出量や活動量の実績を踏まえて翌年度以降に、ベンチマーク・グランドファザリングに基づく追加割当てを行う。

事業所の閉鎖

- 事業所の閉鎖等があった場合は、閉鎖後の期間における当該事業所に係る排出枠に相当する量を、翌年度の当該事業者への割当量から減じる。
※ 翌年度以降、当該事業所に係る割当ては行わない。

活動量の増減

- 事業所ごとの活動量が、過去2年度平均で一定水準（※）以上増加・減少した場合には、翌年度以降に、活動量の増減量等を勘案して割当量を調整。
※ 割当量の調整は、一時的な変動ではなく、構造的変化が生じたと見なせる水準の活動量の変化が生じた場合に行うこととする。

【参考】GX2040ビジョン（抜粋）

GX2040ビジョン（令和7年2月閣議決定）

（2）成長志向型カーボンプライシング構想の実現に向けた制度措置

1）排出量取引制度の本格稼働

① 基本的考え方

ウ）排出枠の交付の方法について

い）業種等を考慮するための基準

排出量取引制度の導入によりGX実現に向けて必要な新規事業への参入・事業拡大が阻害され、又は事業活動の縮小が促進されることを防ぐため、**事業所の新設・廃止・活動量の変動（事業所における活動量が2年度平均で一定水準以上増減が生じた場合）**等が生じた際には、上述のベンチマーク・グランドファザリング基準を基礎に**割当量の調整を行う**。

【参考】 EU-ETSにおける割当量の調整措置

新設

- 全量有償割当の対象である電力事業者を除き、新規参入があった場合にはベンチマークに基づく無償割当を実施。

閉鎖

- 稼働停止した対象設備への無償割当を行わない。
- 年度途中で設備を閉鎖する場合には、稼働時間等に応じて無償割当分を減じる。

活動量の変動

- 生産活動量が過去2年間平均で15%以上の増加/減少がある場合、無償割当量を調整。

※ 調整にあたっては、エネルギー消費効率についても考慮。

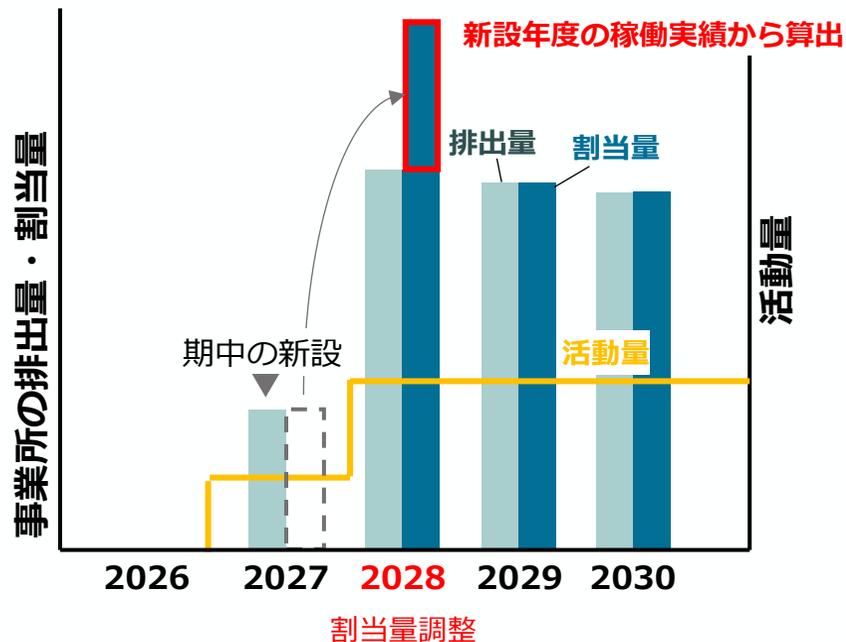
例えば、熱・燃料ベンチマークの適用対象設備について、熱生産量・燃料使用量の増加要因が、エネルギー効率の悪化によるものでないと証明できない場合には、追加割当は行われず。

逆に、15%以上のエネルギー消費効率の改善によって燃料使用量が減少した場合には、割当量の削減の対象とならない。

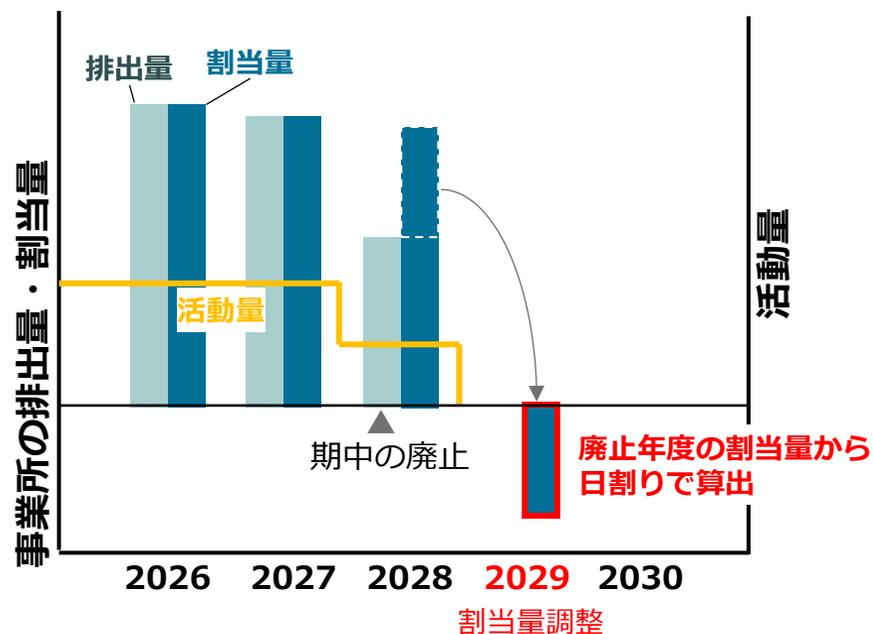
新設・廃止に対する割当ての調整方法

- 新設の場合には、新設年度の活動量を1年分に換算し、翌年度以降の割当量を決定する。加えて、新設年度の活動量に応じた排出枠を翌年度に追加する。
- 廃止された事業所については、翌年度以降割当ては行わない。また、廃止年度に過大に割り当てた分については、翌年度に事業者全体の割当量から控除する。

事業所が新設された場合



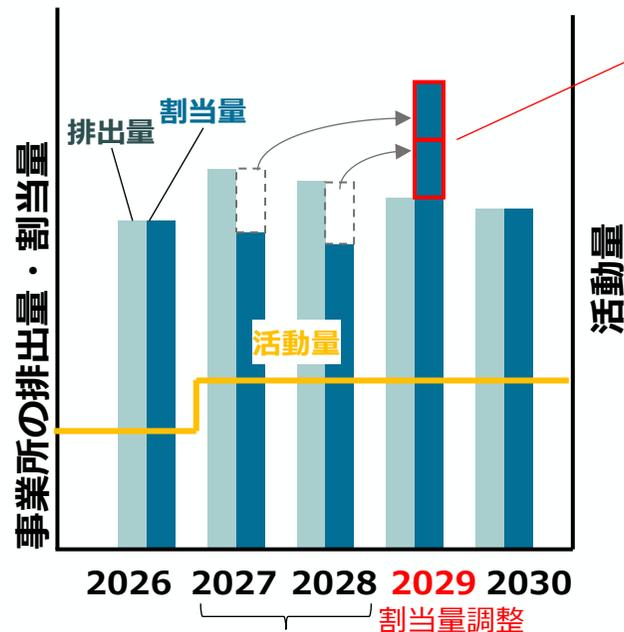
事業所を廃止した場合



活動量の変動に対する割当ての調整方法

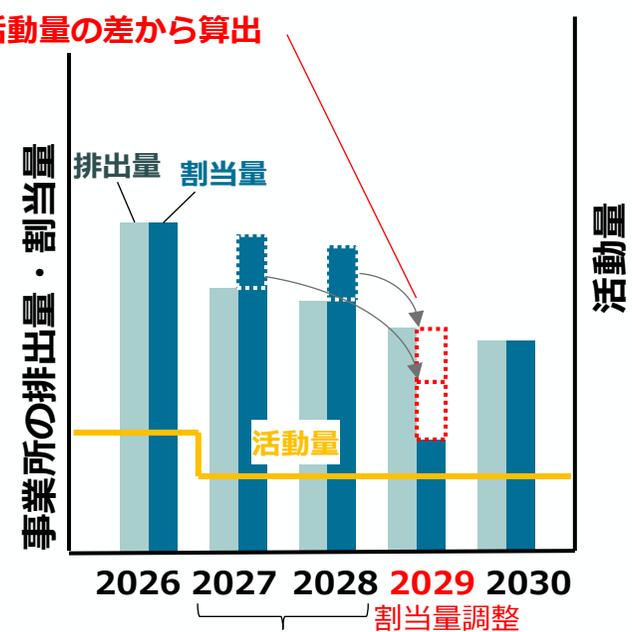
- 活動量が過去2年度平均で基準年度から一定水準以上、増加・減少した場合には、翌年度の基準活動を直近2年度平均に更新して割当てを行う。
- また、新設・廃止に対する調整措置と同様に、変動が生じた過去2か年度分についても、新たな基準と過去の基準の差分を翌年度割当量に追加／控除する。

活動量が増加した場合



活動量が2年平均で
基準比〇%以上増加

活動量が減少した場合

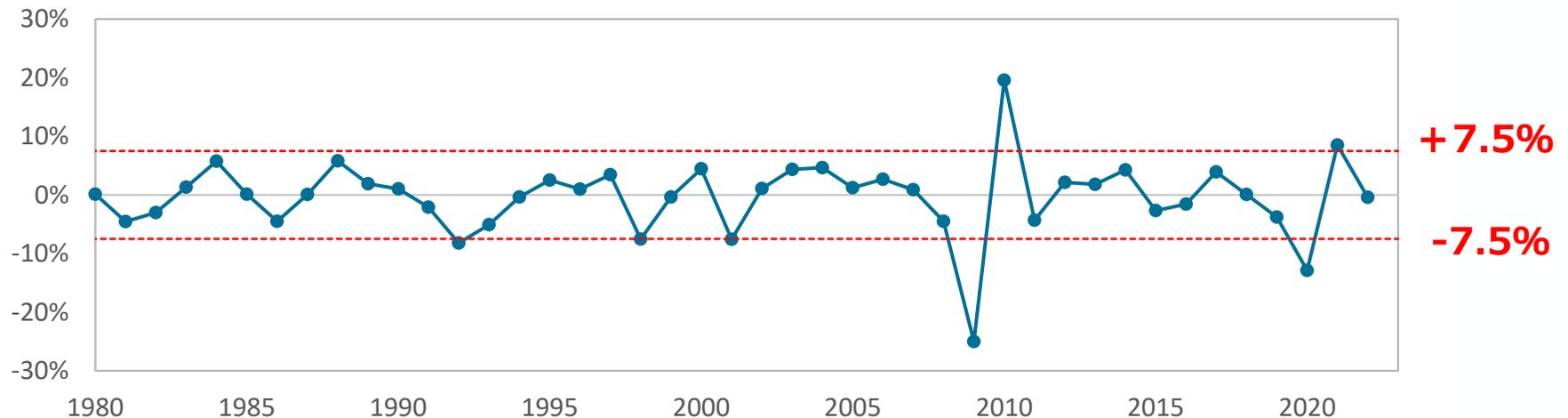


活動量が2年平均で
基準比〇%以上減少

調整対象となる活動量変動の水準

- 経済成長に資する制度とする観点からは、活動量の増加に対するディスインセンティブを回避する必要がある。また、活動量の低下によって生じる余剰排出枠が、国内での事業活動の縮小に対するインセンティブとならないような制度設計とする必要がある。
- そのため、割当量の調整を行う際には、通常の設定稼働率の変動の範囲内とは認められないような変動が生じた場合に限り調整されるよう、活動量の増減幅の閾値の水準を定める必要がある。
- 企業の設備稼働率は、リーマンショックやコロナ禍等の年※を除けば、前年比の変動幅は、およそ±7.5%の範囲で生じていることから、これを超えて活動量の変動が生じた場合には、通常生じ得る稼働率の変動の範囲に留まらない構造的変化が生じているものと見做し、割当量の調整を行うこととしてはどうか。

製造業における設備稼働率の前年比変動率



出典) 鉱工業指数(製造業の稼働率指数)に基づき事務局作成。

※これらの年については、他の年に比べて、前年度からの変動率が中央値から大きく(中央絶対偏差の3倍以上)乖離しており、統計的にも特異な年であると見做せる。

【参考】 計算方法の詳細（事業所の新設）

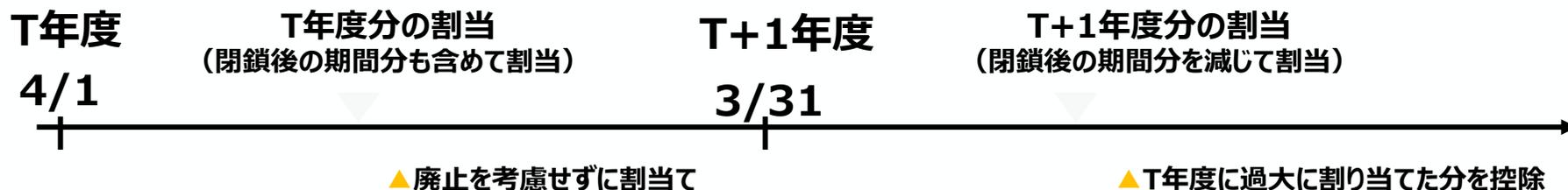
- 新設年度に事業所内で生じた排出については、当該年度の活動量や排出量の実績に応じて、翌年度に割り当てを行う。
- 翌年度以降の割当量については、新設年度の活動量や排出量を1年分に換算したうえで、これを基準とし、ベンチマークやグランドファザリング削減率を乗じて算定する。



割当年度	割当方式	割当量算定式
①T年度	BM/GF	0
②T+1年度	BM	新設年度活動量実績×T年度BM水準 ……T年度の排出に係る割当て + 調整後の基準活動量※×T+1年度BM水準 ……T+1年度分の割当て ※新設年度活動量÷新設年度稼働日数×365
	GF	新設年度排出量実績 ……T年度の排出に係る割当て + 調整後の基準排出量※×(1-GF削減率) ……T+1年度分の割当て ※新設年度排出量÷新設年度稼働日数×365
③T+2年度	BM	調整後の基準活動量×T+2年度BM水準
	GF	調整後の基準排出量×(1-GF削減率×2)

【参考】 計算方法の詳細（事業所の廃止）

- 事業所の閉鎖があった場合は、閉鎖後の期間に係る排出枠に相当する量を日割りで計算し、翌年度の割当量から減じる。



事業所稼働期間

✗
閉鎖

割当年度	割当方式	割当量算定式
①T年度	BM	基準活動量×T年度BM水準
	GF	基準排出量×(1-GF削減率×基準年度からの経過年数)
②T+1年度	BM	-①の割当量×(1-T年度の稼働日数÷365日)・・・前年度に過大に割り当てていた量
	GF	
③T+2年度	BM	0 (割当て対象としない)
	GF	

【参考】GF・燃料BMが適用される場合の調整措置

- グランドファザリングについては、割当量の算定式においてベンチマークのような活動量の定義が与えられないため、別途活動量を定義する必要。
- 事業活動の規模との関連性や、第三者による確認可能性の観点から、燃料使用量を活動量とする。
- そのうえで、省エネ努力によって燃料使用量が減少した場合に、割当量が減じられることのないよう、燃料使用量の減少がエネルギー消費原単位の改善によるものである場合には、割当量を減じないこととするなどの措置を講じることとする。
- なお、燃料BMの適用対象についても、同様の措置を適用。

1. 活動量（燃料使用量）が7.5%以上減少した場合

エネルギー消費原単位改善率※ (基準年度比)	割当量の調整
7.5%以上であると証明できる場合	• 割当量を減じない（基準排出量・活動量を調整しない）
証明できない場合	• 割当量を減じる（基準排出量・活動量を直近2年平均とする）

2. 活動量（燃料使用量）が7.5%以上増加した場合

エネルギー消費原単位増加率 (基準年度比)	割当量の調整
7.5%未満であると証明できる場合	• 割当量を追加する（基準排出量・活動量を直近2年平均とする）
証明できない場合	• 割当量を追加しない（基準排出量・活動量を調整しない）

※ エネルギー消費原単位は、業種横断的に適用可能な指標として、「GF・燃料BMによる割当を受ける事業所全体のエネルギー使用量（一次エネルギーベース）÷当該事業所における売上高」を基本としつつ、市況など、エネルギー消費効率の改善努力以外の影響を排除するための工夫についても検討する。

• 非エネルギー起源CO2は、CO2排出量を活動量として調整を行う。なお、エネルギー消費原単位の増減を調整の要件としない。

【参考】EU-ETSにおける活動量の調整

- EU-ETSにおいても、燃料BMが適用される場合には、エネルギー消費効率の改善率を踏まえて割当量の調整措置を行うこととしている。

1. 活動量（燃料使用量）が15%以上減少した場合

エネルギー消費原単位改善率 (基準年度比)	割当量の調整
15%以上であると証明できる場合	• 割当量を 減じない （基準活動量を調整しない）
証明できない場合	• 割当量を 減じる （基準活動量を直近2年平均とする）

2. 活動量（燃料使用量）が15%以上増加した場合

エネルギー消費原単位増加率 (基準年度比)	割当量の調整
15%未満であると証明できる場合	• 割当量を 追加する （基準活動量を直近2年平均とする）
証明できない場合	• 割当量を 追加しない （基準活動量を調整しない）

【参考】燃料ベンチマーク

- 製造工程が複雑・特殊であって、製品生産量あたり排出原単位の指標をベンチマークとすることが困難な場合に割当量を決定するための方法として、燃料ベンチマークの適用を検討。

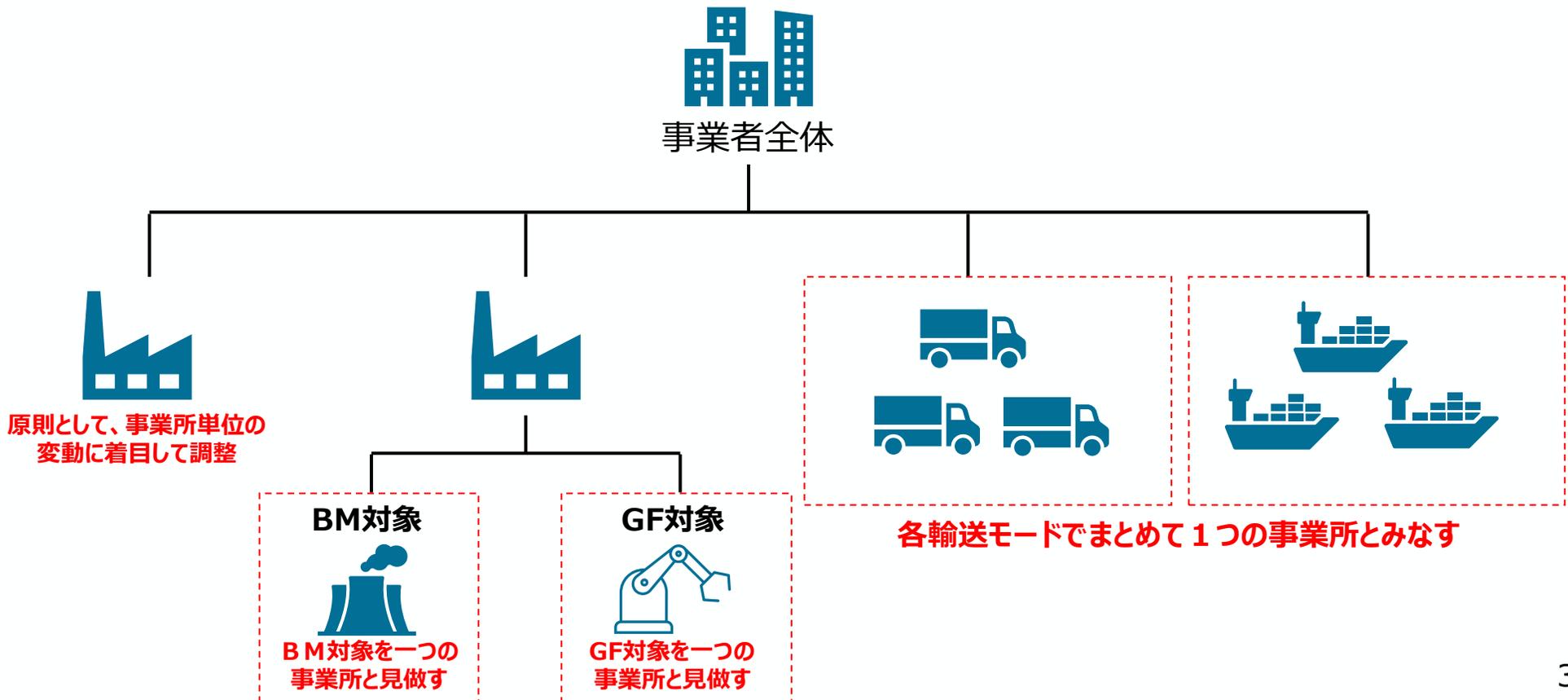
$$\text{ベンチマーク指標 (排出原単位指標)} = \frac{\text{対象プロセスの排出量[t-CO2]}}{\text{投入した燃料の熱量[GJ]}}$$

<計算例>

	A社	B社
使用燃料	石炭	LNG
使用量 t	1,000	1,000
発熱量 GJ	26,100	54,700
排出量 t-CO2	2,330	2,790
ベンチマーク指標 t-CO2/GJ	0.089	0.051

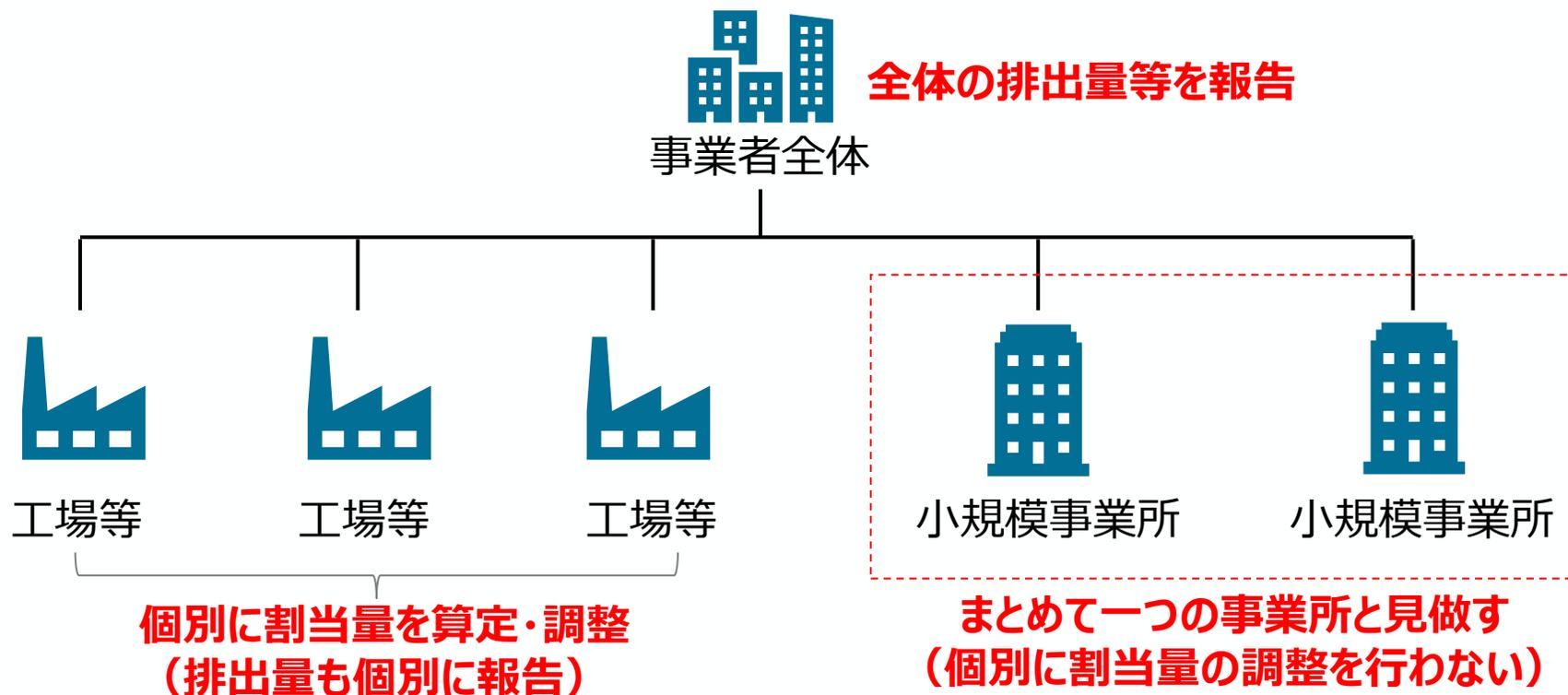
割当量の調整の単位

- 原則として、事業所単位での変動（新設・廃止、活動量の増減等）が生じた場合に割当量を調整。
- ただし、一つの敷地内にBM対象設備、GF対象設備が併存する場合は、それぞれを一つの事業所と見做して調整を行うこととする。



小規模事業所の扱い

- エネルギー使用量1500 kL未満の事業所（※）については、報告等の手続や執行の簡素化の観点から、個別に活動量の変動を考慮した調整は行わない。
- これらの事業所については、小規模事業所群として一体と見做し、当該事業所群全体としての活動量に±7.5%の変動が生じた際に割当量を調整する。



※ 省エネ法、温対法SHK制度では、対象事業者全体のエネルギー使用量・排出量の報告に加え、年間のエネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の事業所（省エネ法第2種エネルギー指定管理工場に相当）について、個別にエネルギー使用量や排出量の報告を求めている。

目次

1. 本日の審議事項

- BM・GFによる割当量の計算方法
- 基準活動量・排出量の算定方法
- 割当年度の新設廃止・増減産の扱い
- **事業譲渡等の扱い**

2. 次回以降の予定

事業譲渡・分割における考え方

- 事業譲渡や分割の場合、事業所等の単なる資産の譲渡とは異なり、契約内容に応じて対象事業にかかる排出枠が一体的に承継されうる。
- 従って、事業譲渡・分割の実行年度における割当てについては、原則として譲渡人や分割法人に対して行うこととする。
- また、翌年度以降の割当てにおいては、事業譲渡や分割先の事業者が、譲渡人や分割法人における基準活動量や基準排出量を承継したものとして割当量を算出することとする。

■ 対象事業者から対象事業者



	譲渡等された事業への割当て	譲渡等された事業の排出にかかる保有義務
A	実行年度：割当対象 翌年度：割当てを行わない	実行年度：実行日前日以前の排出実績量
B	実行年度：割当てを行わない 翌年度：割当対象 ※ 基準活動量・基準排出量をAから承継。	実行年度：実行日以降の排出実績量

■ 対象事業者から非対象事業者



	譲渡等された事業への割当て	譲渡等された事業の排出にかかる保有義務
A	実行年度：割当対象 翌年度：割当てを行わない	実行年度：実行日前日以前の排出実績量
B	実行年度：割当てを行わない 翌年度：Bが新たに制度対象となる場合には割当て ※ Bの3カ年度平均排出量が10万トン以上とにならない場合には割当てを行わない。	実行年度：実行日以降の排出実績量 ※ 改正GX推進法第44条に基づき、実行日以降の排出実績量の償却義務が課される。

■ 非対象事業者から対象事業者



	譲渡等された事業への割当て	譲渡等された事業の排出にかかる保有義務
A	割当ての対象外	義務の対象外
B	実行年度：割当てを行わない 翌年度：割当対象 ※ 実行年度分についても、活動量・排出量に応じて遡及的に割り当て（事業所や事業所の新設と同様）	実行年度：実行日以降の排出実績量

合併における考え方

- 合併の場合は、消滅会社の権利義務の一切が存続会社又は設立会社に包括的に承継される。
- したがって、消滅会社における合併実行年度の排出実績量に相当する排出枠の保有義務は、存続会社又は新設会社が負うこととする。
- また、翌年度以降の割当てにおいては、事業譲渡等の場合と同様に、合併存続会社が消滅会社の基準活動量・基準排出量を承継することとする。

■ 対象事業者から対象事業者



	合併された事業にかかる割当て	合併された事業の排出にかかる保有義務
A	合併年度：A or Bのいずれかに割当て ※ 合併以前に割当てを行う場合はA、合併以降に割当てを行う場合はBに割当て。	—
B	翌年度：Bに割当て ※ 基準活動量・基準排出量をAから承継。	合併年度： 実行日以前の期間を含む排出実績量

■ 対象事業者から非対象事業者



	合併された事業にかかる割当て	合併された事業の排出にかかる保有義務
A	合併年度：A or Bのいずれかに割当て ※ 合併以前に割当てを行う場合はA、合併以降に割当てを行う場合はBに割当て。	—
B	翌年度：Bが新たに制度対象となる場合には割当て ※ Bの3カ年度平均排出量が10万トン以上とならない場合には割当てを行わない。	合併年度： 実行日以前の期間を含む排出実績量 ※ 改正GX推進法第44条に基づき、実行日以降の排出実績量の償却義務が課される。

■ 非対象事業者から対象事業者



	合併された事業にかかる割当て	合併された事業の排出にかかる保有義務
A	割当ての対象外	義務の対象外
B	合併年度：割当てを行わない 翌年度：割当て対象 ※ 合併年度分についても、活動量・排出量に応じて遡及的に割り当て（事業所の新設と同様）	合併年度：実行日以降の排出実績量

【参考】事業所を目的物とする売買の場合

- 事業譲渡を除く、事業所を目的物とする売買等の特定承継については、事業所の新設・廃止と同様の調整を行うこととする。

■ 対象事業者から対象事業者



	特定承継された事業所への割当て	当該事業所の排出にかかる保有義務
A	翌年度の割当て時における調整	譲渡年度：譲渡日前日以前の排出実績量
B	翌年度の割当て時における調整	譲渡年度：譲渡日以降の排出実績量

■ 対象事業者から非対象事業者



	特定承継された事業所への割当て	当該事業所の排出にかかる保有義務
A	翌年度の割当て時における調整	譲渡年度：譲渡日前日以前の排出実績量
B	割当ての対象外	義務の対象外

■ 非対象事業者から対象事業者



	特定承継された事業所への割当て	当該事業所の排出にかかる保有義務
A	割当ての対象外	義務の対象外
B	新設とみなす	譲渡年度：譲渡日以降の排出実績量

目次

1. 本日の審議事項

- BM・GFによる割当量の計算方法
- 基準活動量・排出量の算定方法
- 割当年度の新設廃止・増減産の扱い
- 事業譲渡等の扱い

2. 次回以降の予定

次回以降の予定

- 次回は、割当における勘案事項について議論を行う予定。

- 7月2日（第1回）**
 - 小委員会の設置
 - 制度対象・算定・確認に関する考え方
- 8月7日（第2回）**
 - 割当ての全体像、基準排出量・活動量の考え方
- 次回（第3回）**
 - 割当てにおける勘案事項
（早期削減、リーケージリスク、研究開発投資）
- 秋以降**
 - ベンチマーク・グランドファザリングの割当水準
 - 上下限価格の具体的水準
 - 移行計画における記載事項 等
- 年末頃目途**
 - とりまとめ
- 2026年度4月**
 - 排出量取引制度の開始